

IV. 日本電気泳動学会奨励賞規程

1. 会則第3条(3)に基づき本規程を定める。
2. 本会は故服部連太郎氏のご遺族から個人の遺志として寄贈された日本電気泳動学会常光服部連太郎基金(500万円)を特別会計として管理する。
3. 本会は、学会総会において公募演題の演者として優秀な発表をした若手研究者(原則として38歳以下)に日本電気泳動学会奨励賞を贈り、これを表彰する。
4. 賞は賞状および副賞からなる。
 - 2) 副賞(1件3万円)は日本電気泳動学会常光服部連太郎基金を以てあてる。
5. 授賞は毎年2件以内とする。
6. 受賞者の選考は総会長が委嘱した若干名の評議員が行う。
7. 総会長は当該大会期間中に選考結果を報告し、表彰を行う。
8. この規程に定めること以外については理事会が協議して決定する。
9. 本規程は、平成13年4月1日より施行される。

平成22年9月18日 改正 平成23年4月1日 施行